

中間貯蔵・環境安全事業株式会社と国立研究開発法人国立環境研究所 との中間貯蔵事業に関する研究開発における連携・協力に関する協定書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「甲」という。）と国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）は、中間貯蔵施設区域の将来を見据え、甲が行う中間貯蔵事業に関する研究開発等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、双方の自主性を尊重しつつ連携・協力し、中間貯蔵事業が長期にわたるものであることに鑑み、地域の復興に資するため、調査・研究開発を行うことにより、国等による安全・安心な中間貯蔵施設の整備と長期的運営に寄与する。

（協力分野及び協力内容）

第2条 福島県に整備される中間貯蔵施設区域において甲が行う事業に関する研究開発等を、連携・協力して推進することとし、その具体的な内容については甲乙協議の上、決定する。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲乙いずれからも書面をもって終了の申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月17日

東京都港区芝一丁目7番17号
甲 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

代表取締役社長

小林正則



茨城県つくば市小野川16番2号
乙 国立研究開発法人 国立環境研究所

理事長

渡辺知仁

